

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省27-①)

政策分野名 【施策名】	国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保				
政策の概要 【施策の概要】	食品の生産から消費に至る一連の食品供給行程において安全管理の取組強化が求められている中、食品の安全と消費者の信頼の確保を図る。 このため、①食品の安全性の向上及び生産から消費に至る一連の食品供給行程における取組の拡大、②食品表示の適正化及び食品トレーサビリティ(注1)の取組の推進のための施策を行う。				
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		26年度	27年度	28年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)		8,989 <0>の内数	8,632 <0>の内数
		補正予算(b)		0	
		繰越し等(c)		▲173 <0>の内数	
		合計(a+b+c)		8,816 <0>の内数	
	執行額(百万円)			8,551 <0>の内数	
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)	
	食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日	第3 1(1)国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保	

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化								
目標①【達成すべき目標】	国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、科学的評価に基づき設定された耐容摂取量を超えないレベルに抑制								
測定指標	(ア) カドミウム(注3)の推定摂取量 (達成度合)	基準値	実績値(※)					目標値	達成
		—	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	各年度	A
		7 µg/kg体重/週 (耐容摂取量)	2.5 µg/kg体重/週 (A(概ね有効))					耐容摂取量未満	
		年度ごとの目標値							
		※「実績値」については、評価書決定までの把握が困難なことから、平成26年度トータルダイエツスタディ等、直近年のデータを用いて評価を行う。							
	(イ) ダイオキシソ類(注4)の推定摂取量 (達成度合)	基準値	実績値(※)					目標値	達成
		—	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	各年度	A
		4 pg-TEQ/kg体重/日 (耐容摂取量)	2.2 pg-TEQ/kg体重/日 (A(概ね有効))					耐容摂取量未満	
		年度ごとの目標値							
		※「実績値」については、評価書決定までの把握が困難なことから、平成26年度トータルダイエツスタディ等、直近年のデータを用いて評価を行う。							

目標②【達成すべき目標】		生産から消費に至る一連の食品供給行程における安全管理の取組の強化									
測定指標	(ア) ガイドラインに則したGAP導入産地割合 (達成度合)	基準値	実績値(※)					目標値	達成		
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	30年度	C		
		23%	23% (C:0%)					70%			
		年度ごとの目標値		32%	42%	51%	61%	70%			
	※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入。										
(イ) 中小規模層(年間販売金額1億円～50億円)の食品製造事業者におけるHACCP導入率 (達成度合)	基準値	実績値					目標値	達成			
	24年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	35年度	A			
	27%	35% (A:100%)					50%				
	年度ごとの目標値		35%	36%	37%	38%	40%				
施策(2)		食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保									
目標①【達成すべき目標】		食品表示の遵守状況の確実な改善									
測定指標	(ア) 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率 (達成度合)	基準値	実績値					目標値	達成		
		21年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	27年度	A'		
		15%	0.6% (A':281%)					10%以下			
		年度ごとの目標値		10%以下							
(イ) 加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率 (達成度合)	基準値	実績値					目標値	達成			
	21年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	27年度	A'			
	18%	2.3% (A':195%)					10%以下				
	年度ごとの目標値		10%以下								
目標②【達成すべき目標】		食品トレーサビリティの取組の拡大									
測定指標	(ア) 生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率 (達成度合)	基準値	実績値					目標値	達成		
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	31年度	A'		
		70%	73.6% (A':360%)					75%			
		年度ごとの目標値		71%	72%	73%	74%	75%			
(イ) 流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率 (達成度合)	基準値	実績値					目標値	達成			
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	31年度	C			
	44%	42.6% (C:-140%)					50%				
	年度ごとの目標値		45%	46%	47%	48%	50%				

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 「③相当程度進展あり」 (判断根拠) 「国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保」については、各測定指標の達成状況を踏まえ、「農林水産省政策評価基本計画」第5の1の(3)のキの規定に基づき定めた「新たなガイドラインに基づく5段階区分による政策分野(評価書)単位での判定について」に基づき、「③相当程度進展あり」と判定した。詳細な各測定指標の達成状況は以下のとおり。 施策(1)の①(ア)「カドミウムの推定摂取量」については、「2.5 μg/kg体重/週:A(おおむね有効)」となった。その要因としては、カドミウム摂取量への寄与率が高いコメについて、湛水管理を中心とした吸収抑制対策が適切に実施されることによってカドミウム濃度が低減したことが考えられる。 同(イ)「ダイオキシン類の推定摂取量」については、「2.2 pg-TEQ/kg体重/日:A(おおむね有効)」となった。その要因としては、ダイオキシン対策推進基本方針(平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に従って、主たる発生源である廃棄物焼却施設等の排出源対策が進められたことによって、環境中のダイオキシン類濃度は低い水準で維持されていることが今回の測定結果でも確認されたと考えられる。 同②(ア)「ガイドラインに則したGAP導入産地割合」については、「23%:C(0%)」となった。 同②(イ)中小規模層(年間販売金額1億円～50億円)の食品製造事業者におけるHACCP導入率については、「35%:A(100%)」となった。その要因としては、食品業界全体でHACCPに対する関心が高まる中、食品製造事業者のニーズに合致して研修会を実施したことがHACCP導入のための人材育成を進めたことにより、HACCP導入率が前年度比1ポイント向上し35%となったと考えられる。 施策(2)の①(ア)『生鮮食品の「原産地」の不適正表示率』については、「0.6%:A'(281%)」となった。 同(イ)「加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率」については、「2.3%:A'(195%)」となった。 同②(ア)「生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率」については、「73.6%:A'(360%)」となった。 同(イ)「流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率」については、「42.6%:C(-140%)」となった。
--	---------------------	--

評価結果	測定指標についての 要因分析 (達成度合が悪い場 合等) 【施策の分析】	【(1)②(ア)】ガイドラインに則したGAP導入産地割合 1) 外部要因 特になし。 2) 内部要因 GAPの導入については、これまで、GAP指導者や生産者リーダーを養成する研修会の開催への支援、記帳作業の負担を軽減するICTサービスの活用等の推進等により、意欲的な都道府県、JA、産地等において ①農林水産省ガイドラインに則した都道府県GAPやJAGAPの制定、 ②産地によるGLOBALG.A.P.やJGAPの取得 が進められ、順調に増加してきたところであるが、これらの取組が概ね一巡し、事業等によるGAP導入の取組意欲が少ない産地(未導入産地の中には、ガイドラインで求めている食品安全以外の環境保全や労働安全の取組についての項目を含まないGAPに取り組む地域が多数見られ、農業者の取り組みやすさの観点から項目追加が進まなかった地域)が残っているために、近年の伸びの鈍化を招いていると考えている。 3) 総合的な要因 以上のとおり、2)の内部要因により目標が達成できなかった。
		【(2)①(ア)】生鮮食品の「原産地」の不適正表示率 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率については、0.6%で、達成度合が281%で「A'」となった。その要因としては、以下のことが考えられる。 1) 外部要因 平成27年4月に食品表示法に基づく食品表示基準が施行されたことや、近年多発した食品の偽装表示問題により、社会的に食品表示に対する関心が高まる中で、食品小売業者が食品の適正表示のための取組を徹底してきている。 2) 内部要因 地方農政局等の職員が、食品小売業者に対する巡回調査を実施するほか、食品表示110番に寄せられた疑義情報や科学的分析を活用した立入検査を実施し、不適正表示を確認した場合は、表示の是正・再発防止対策の実施等を求める指示・指導を行い、さらに改善確認を徹底することにより、食品小売業者の適正表示を推進してきた。 3) 総合的な要因 以上のとおり、地方農政局等の職員による食品小売業者に対する監視取締りの徹底と、食品小売業者による食品の適正表示のための自主的な取組が相まって、不適正表示率が年々改善し、平成27年度は0.6%となった。
		【(2)①(イ)】加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率 加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率については、2.3%で、達成度合が195%で「A'」となった。その要因としては、以下のことが考えられる。 1) 外部要因 平成27年4月に食品表示法に基づく食品表示基準が施行されたことや、近年多発した食品の偽装表示問題により、社会的に食品表示に対する関心が高まる中で、食品製造業者が食品の適正表示のための取組を徹底してきている。 2) 内部要因 地方農政局等の職員が、食品製造業者に対する巡回調査を実施するほか、食品表示110番に寄せられた疑義情報や科学的分析を活用した立入検査を実施し、不適正表示を確認した場合は、表示の是正・再発防止対策の実施等を求める指示・指導を行い、さらに改善確認を徹底することにより、食品製造業者の適正表示を推進してきた。 3) 総合的な要因 以上のとおり、地方農政局等の職員による食品製造業者に対する監視取締りの徹底と、食品製造業者による食品の適正表示のための自主的な取組が相まって、不適正表示率が年々改善し、平成27年度は2.3%となった。
		【(2)②(ア)】生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率 生産者における基礎トレーサビリティの取組率については、73.6%で、達成度合いが360%で「A'」となった。また、生産者のうち、農業者及び畜産業者の取組率は横ばいであったが、漁業者の取組率が64.1%から75.3%に向上した。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 特になし。 2) 内部要因 平成27年3月に作成した食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」(漁業編)等の、漁業関係団体及び都道府県漁協等への配布による周知を通じ、トレーサビリティの取組を推進した。 3) 総合的な要因 以上のとおり、食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」(漁業編)の周知等により、農業者及び畜産業者と比較してトレーサビリティの取組の遅れていた漁業者のトレーサビリティの取組を推進し、平成27年度の生産者全体の取組率は73.6%となった。
		【(2)②(イ)】流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率 流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率については、42.6%で、達成度合いが140%で「C」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 流通加工業者に対する内部トレーサビリティの実施状況調査の内容を明確化したことにより、前年度に比べ、「内部トレーサビリティを実施している」と回答した事業者の割合が低下した。 2) 内部要因 食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」(製造・加工業編、卸売業編、小売業編及び外食・中食業編)を作成し、食品事業者団体及び地方公共団体等への配布及び食品事業者に対する研修会等での配布・説明による周知に努めたが、製造業者の取組率は向上したものの、卸売業、小売業及び外食産業における取組率は低下し、結果として全体の取組率が低下した。 3) 総合的な要因 以上のとおり、調査内容の明確化等により、「内部トレーサビリティを実施している」と回答した流通加工業者の割合が前年度よりも低下した。
		【(1)②(ア)】ガイドラインに則したGAP導入産地割合 本年4月、GAP共通基盤ガイドラインに則したGAPの普及・拡大を図るため、具体的取組方向を定めたアクションプランを策定し、その取組の1つとして、GAPの運営主体である都道府県、JAに対し、ガイドラインの準拠状況を確認し、ガイドラインに準拠したGAPを公表するとともに、準拠していないGAPについては、取組項目の追加等の検討を働きかけていくこととした。具体的な働きかけの手法としては、現在実施しているGAP推進に係る地域ブロック会議による各地域への協力要請等を行い、ガイドラインに則したGAPに取り組む産地数を拡大することとしており、設定している年次目標の達成に向けて取組を進める考え。

次期目標等への 反映の方向性	【(2)①(ア)】生鮮食品の「原産地」の不適正表示率 【(2)①(イ)】加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率 平成27年度の不適正表示率は、生鮮食品が0.6%、加工食品が2.3%とさらに改善していることから、平成28年度から平成32年度までの目標設定に当たっては、 ①調査対象事業者が毎年度異なること等を考慮し、「平成25年度から平成27年度までの平均」を基準値とし、 ②平成32年度の目標値については、更なる引き下げを図るため、生鮮食品及び加工食品ともに1.0%以下とし、 ③平成28年度から平成31年度までの年度毎の目標値については、毎年度、一定の割合での引き下げを図るものとして設定する。
	【(2)②(ア)】生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率 漁業者における取組率が大幅に向上し、全体の取組率も目標を超えて向上したが、平成31年度の目標値は達成していないことから、目標値は据え置くこととする。
	【(2)②(イ)】流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率 平成27年度の取組率は基準値よりもやや低下し、目標を達成することはできなかったが、微減であることから、目標値は据え置くこととする。 また、内部トレーサビリティの取組率が低い卸売業者、小売業者及び外食産業事業者に対しては、特に取組率の低い中小企業に着目し、セミナー等の場での普及啓発等により、取組率の向上を目指す。

学識経験を有する者の 知見の活用	※平成28年農林水産省政策評価第三者委員会(平成28年7月27日開催)における委員の御意見を掲載しており、それに対する回答及び今後の対応等については、「農林水産省政策評価第三者委員会委員による意見の概要と対応・対応方向」にとりまとめ、評価書と同じホームページ上に掲載しています。御参照ください。 (http://www.maff.go.jp/j/assess/hanei/ziseki/pdf/iken27.pdf)
---------------------	--

政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	(別紙参照)
-------------------------------	--------

評価結果の政策への 反映状況 (主なもの)	予算	・農林水産省ガイドラインに則したGAPの普及・拡大を図るため、引き続き、生産者向け研修会や指導者の育成を行う「GAP体制強化・供給拡大事業(継続)(0135)」を要求する。 ・平成28年6月に行われた行政事業レビュー(公開プロセス)において対象となった「食品の品質管理体制強化対策事業(0019)」について、外部有識者の「研修やセミナーがHACCP導入率に影響するまでの中間アウトカムを設定すべき。」等の指摘を踏まえ、28年度事業の実施の中で研修主体ごとに研修受講者がHACCPに取り組むようになったかの確認を行い、その結果を基に中間アウトカムの設定について検討し、29年度事業を行うに当たって対応することとする。 ・「トレーサビリティ対策事業(0003)」は、平成28年度農林水産省行政事業レビュー公開プロセスにおいて、「事業内容の一部改善」との評価結果となった。外部有識者の「競争性の確保。」等の指摘を踏まえ、公募の公告時期の早期化、公告期間の延長について検討するほか、事業者に対するヒアリング又はアンケート調査を実施し、可能な改善策についての検討等を行うこととする。 ・食品トレーサビリティの取組を促進するため、地域段階における食品トレーサビリティの普及推進活動を支援する「食品トレーサビリティの普及促進(継続)(消費・安全対策交付金(0047))」を引き続き要求する。
	税制	-
	その他 (法令、組織、定員等)	・GAPの運営主体である都道府県、JAに対し、ガイドラインへの準拠状況を確認し、ガイドラインに準拠したGAPの名称等を公表するとともに、準拠していないGAPについては、取組項目の追加等の検討を働きかけていく。 ・卸売業者、小売業者及び外食産業事業者等の内部トレーサビリティの取組を促進するため、特に取組率の低い中小企業に着目し、これらの中小企業が参加するセミナー等の場での食品トレーサビリティ「実践的なマニュアル」の説明による普及啓発等を図るものとする。

担当部局名	消費・安全局(食料産業局、生産局) 【消費・安全局食品安全政策課/消費者行政・食育課、食料産業局食品製造課(食品企業行動室、食品規格室)、生産局農業環境対策課】	政策評価実施時期	平成28年7月
-------	---	----------	---------